

令和元年度 宇都宮市廃棄物減量等推進審議会 次 第

- 日時 令和2年2月17日（月）
午前10時～11時30分
- 会場 宇都宮市役所14階
14A議室

1 開会

2 挨拶

3 委員紹介

4 会長選出

5 議事

(1) 協議事項

一般廃棄物処理基本計画における令和元年度の実績及び令和2年度実施計画の策定について

(2) 報告事項

新中間処理施設及び新最終処分場の整備状況について

6 その他

7 閉会

【配付資料】

資料1 一般廃棄物処理計画について

資料2 ごみ処理基本計画の取組状況及び今後の取組について

別紙1 ごみ・資源物の排出状況等

別紙2 主なごみ・資源物の流れ

別紙3 ごみ処理基本計画の各施策事業の取組状況等

資料3 生活排水処理基本計画の取組状況及び今後の取組について

別紙4 生活排水処理基本計画の各施策事業の取組状況等

別紙5 令和2年度宇都宮市一般廃棄物処理実施計画(案)

資料4 クリーンセンター下田原及びエコパーク下横倉の整備状況について

別紙6 本市のごみの持ち込み先の変更について

宇都宮市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

敬称略，区分ごとの50音順

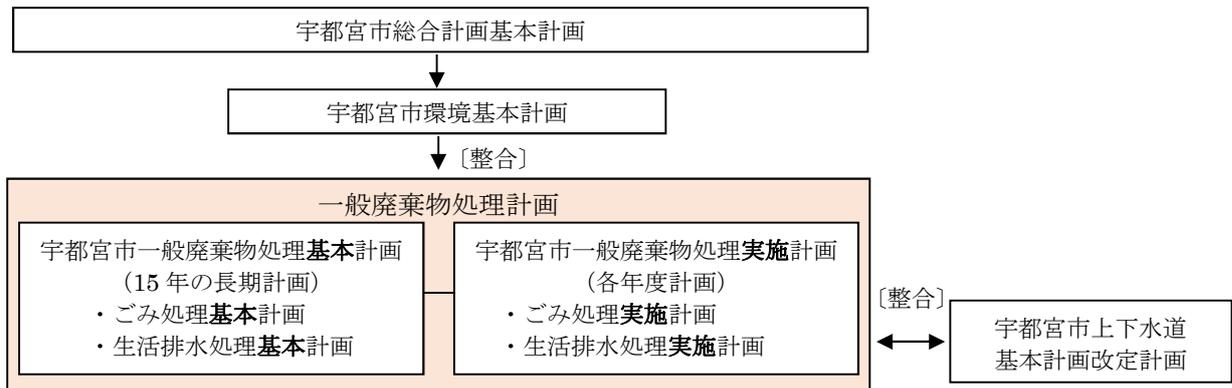
No.	氏名	役職等	区分
1	出井 昌子	宇都宮市議会議員	①市議会議員
2	駒場 昭夫	宇都宮市議会議員	
3	篠崎 圭一	宇都宮市議会議員	
4	菅原 一浩	宇都宮市議会議員	
5	高橋 美幸	宇都宮市議会議員	
6	出口 明子	宇都宮大学准教授	②学識経験者
7	樋口 徹	作新学院大学教授	
8	浅海 伸子	栃木県生活学校連絡協議会副会長	③各種団体代表者
9	大金 勇夫	宇都宮市自治会連合会副会長	
10	金枝 右子	宇都宮市消費者友の会会長	
11	上野 すみ子	宇都宮市商店街連盟理事	④事業者
12	落合 正樹	公益社団法人宇都宮青年会議所専務理事	
13	木原 秀明	株式会社ヨークベニマル築瀬店店長	
14	高橋 克彦	株式会社東武宇都宮百貨店総務人事部部長	
15	津浦 幸雄	株式会社オータニ管理部部長	
16	清本 龍司	宇都宮興産株式会社代表取締役	⑤廃棄物処理業者
17	深澤 智之	有限会社アタカサービス専務取締役	
18	石川 博之	市民公募	⑥公募委員
19	大八木 延子	市民公募	

一般廃棄物処理計画について

1 計画の概要

市町村は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する「一般廃棄物処理計画」として、「基本計画」及び「実施計画」を定めなければならない（構成は「ごみ処理に関する計画」と「生活排水処理に関する計画」とから成る）。

【計画の位置付け】



(1) 基本計画について

- ・ 一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするもの
- ・ 社会・経済情勢、一般廃棄物の発生見込み等を踏まえ、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について検討するもの
- ・ 適切な処理を実施するための総合的かつ具体的な施策を体系化したもの

【宇都宮市一般廃棄物処理基本計画（平成28年3月策定）】

ア 計画期間

平成28年度から令和12年度までの15か年

イ 策定期期

5年ごとに改定

(2) 実施計画について

- ・ 前年度の施策事業の取組状況及び評価を踏まえ、当該年度の施策事業及びごみを適正に分別・収集・処理・処分するための具体的な取組を定めるもの
- ・ また、同様に生活排水処理施設の整備や接続状況を予測し、生活排水を適正に処理するための具体的な取組を定めるもの

【宇都宮市一般廃棄物処理実施計画（平成31年度計画）】

ア 計画期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

イ 策定期期

2月（毎年度末までに、次年度計画を策定）

ウ 構成

- ・ 基本指標の目標値
- ・ 一般廃棄物の排出状況等・生活排水処理施設の整備状況等
- ・ 施策事業の取組
- ・ 収集運搬・中間処理・最終処分体制

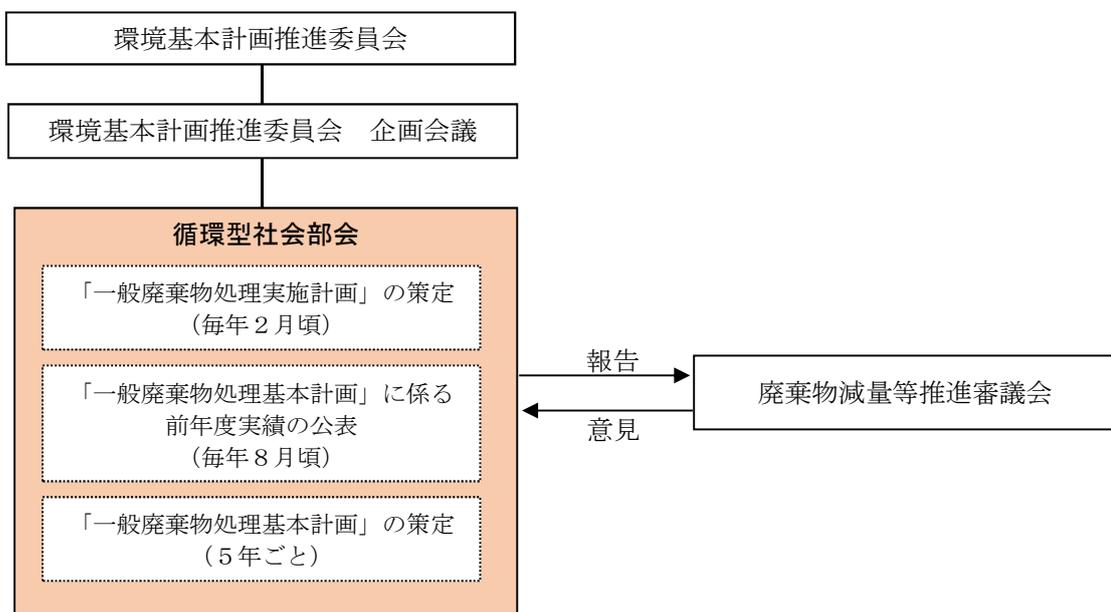
2 推進体制

(1) 庁内

- ・ 環境の保全及び創造に関する取組を総合的・計画的に推進するため、部局横断的な組織として、「環境基本計画推進委員会」を設置し、その下部組織として、「循環型社会部会」を設置
- ・ 「循環型社会部会」において、環境基本計画の廃棄物分野（ごみの発生抑制及び資源循環利用の推進）に関すること、一般廃棄物処理計画に関することを所掌

(2) 庁外

計画の進捗状況等を点検・評価し、専門的な立場からの意見聴取等を行うため、学識経験者や各種団体代表者、事業者等からなる「廃棄物減量等推進審議会」を設置



ごみ処理基本計画の取組状況及び今後の取組について

1 基本指標に対する取組状況・・・【別紙1】参照

(1)【基本指標1】一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物以外）（g/人・日）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (短期目標)
計画値	—	548	543	539	535	532	530
実績値	552	556	552	552	557	* 563	
単年度の達成度 (計画値との差)	—	96.8% (+8)	98.4% (+9)	97.6% (+13)	96.1% (+22)	94.5% (+31)	

* 令和元年度は12月までの実績に基づく推計値

「一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物以外）」は増加傾向にあり、令和2年度の短期目標の達成に向け、進捗状況に遅れが生じている。

〈考察〉

・ 焼却ごみへの資源物の混入

焼却ごみの中に含まれる資源物の割合は横ばいとなっており（H30:20.6%⇒R1:20.6%）、依然として、「プラスチック製容器包装」及び「資源化できる紙類」などの資源物が一定量混入していることから、正しい分別に関する理解が十分にされていないものと考えられる。

・ 未開封の食品等の排出（食品ロス）

食品ロスの削減に向けた、「もったいない残しま^{てん}10！」運動をはじめとした取組の実施により、市民の意識醸成や行動促進が図られつつあるが、依然として、焼却ごみの中には、賞味・消費期限切れなどにより、手付かずの食品が排出されていることから、取組が徹底されていないものと考えられる。

・ 社会環境の変化によるごみの増加

行政情報が行き届きにくい共同住宅世帯や外国人の増加による分別の不徹底、超高齢化に伴う在宅介護に関連するごみの増加、世帯数の増加に伴う粗大ごみの増加など、社会環境の変化による影響が考えられる。

・ 消費増税前の駆け込み需要に伴うごみの増加

令和元年10月の消費税率引き上げ前に、家具や家電製品などの買い替えを行う駆け込み需要が増えたことに伴い、粗大ごみなどが多く発生したものと考えられる。

・ 台風被害に伴う災害ごみの発生

令和元年10月の台風第19号被害により、浸水等の被害を受けた家庭から災害ごみが発生したことに伴い、焼却ごみや不燃ごみ、粗大ごみの量が多くなったものと考えられる。なお、災害ごみの排出量を除いた場合、一人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物以外）は558g/人・日と推計され、ほぼ横ばいの傾向となる。

〈取組の方向性〉

・ 正しい分別に関する周知啓発の継続

分別精度を向上するため、正しい分別について、様々な機会や場を活用した効果的・効率的な周知啓発を行うほか、「プラスチック製容器包装」や「資源化できる紙類」など分別がわかりにくい品目については、自治会等の関係団体と連携し、継続的に分別講習会を実施するなど、5種13分別の徹底強化を図っていく。

・ 発生抑制に係る意識の向上

必要以上の買い物は行わないことや、まだ使用できるものを大切にすることなど、まずはごみを出さない意識が醸成されるよう、様々な機会や場を通して、発生抑制に係る周知啓発を強化していく。

・ 市民・事業者と連携した食品ロスの削減

焼却ごみの中で一定の割合を占めている食品ロスについては、引き続き、「もったいない残しま10！」運動による市民・事業者と連携した全市的な取組を推進するとともに、家庭で余っている食品の寄付を募る「フードドライブ」を市イベントにおいて継続的に実施するなど、削減に取り組んでいく。

・ 行政情報が行き届きにくい世帯に対する周知啓発の強化

分別等に関する行政情報が行き届きにくい共同住宅世帯や外国人に対して、管理会社等への働きかけや対応言語の拡大などにより、分別徹底に係る周知啓発を強化していく。

・ 剪定枝の回収拠点の拡充

剪定枝の回収拠点を市内南部1拠点から市内南北2拠点に拡充し、資源化量の拡大と市民の利便性向上を図ることにより、焼却ごみの減量化に取り組んでいく。

・ 安定的かつ効果的・効率的な資源化手法の検討

現在取り組んでいる剪定枝や使用済小型家電などの資源化に加え、新たな資源循環利用の推進について、本市のごみ排出実態や地域特性、市民の利便性や費用対効果等を踏まえた、安定的かつ効果的・効率的な資源化手法を検討していく。

・ 災害ごみへの迅速かつ効果的な処理

災害時においても、可能な限り適切な分別を行うよう市民への周知を行うとともに、資源化可能なものについては、民間施設を積極的に活用することで資源化に取り組むなど、災害ごみの迅速かつ効果的な処理を行う。

(2)【基本指標2】事業系ごみ排出量 (t/年)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (短期目標)
計画値	—	45,607	45,144	44,680	44,216	43,752	43,300
実績値	46,071	44,552	44,506	44,252	43,767	*44,606	
単年度の達成度 (計画値との差)	—	102.4% (▲1,055)	104.4% (▲638)	101.0% (▲427)	101.0% (▲449)	98.1% (+854)	

* 令和元年度は12月までの実績に基づく推計値

「事業系ごみ排出量」は減少傾向から増加に転じており、令和2年度の短期目標の達成に向け、進捗にやや遅れが生じている。

〈考察〉

- ・ **台風被害に伴う災害ごみの発生**

令和元年10月の台風第19号被害により、浸水等の被害を受けた事業所から災害ごみが発生したことに伴い、例年の同時期よりも焼却ごみや不燃ごみ、粗大ごみの量が多くなったものと考えられる。

- ・ **消費増税に伴う処理手数料の引き上げ前の駆け込み需要によるごみの増加**

令和元年10月の消費税率引き上げに伴い、事業系ごみの処理手数料が引き上げられたことから、9月以前におけるごみの発生量が多くなったものと考えられる。

- ・ **適正処理の徹底**

一方で、戸別訪問指導や研修会などを活用した周知啓発の実施により、分別の徹底が進むなど、取組の効果が得られている傾向が見受けられる。

- ・ **更なる資源化に向けた課題**

剪定枝など、分別に取り組みやすい品目については、資源化が進みつつあるが、分別や収集運搬に関する費用面等に課題がある生ごみなどの資源化については、事業者による主体的な取組が進みにくいものと考えられる。

〈取組の方向性〉

- ・ **災害ごみへの迅速かつ効率的な処理**

災害時においても、可能な限り適切な分別を行うよう事業者への周知を行うとともに、資源化可能なものについては、民間施設を積極的に活用することで資源化に取り組むなど、災害ごみの迅速かつ効率的な処理を行う。

- ・ **指導対象の拡大による発生抑制・減量化の推進と適正処理の徹底**

戸別訪問指導や研修会などを活用した分別徹底や資源化に係る周知啓発を継続的に実施するとともに、令和2年度から戸別訪問指導を行う中小規模事業所の対象及び指導方法を見直し、事業系ごみの排出実態を踏まえた効率的な調査・指導を適切に行っていくことにより、更なる発生抑制・減量化の推進と適正処理の徹底を図っていく。

- ・ **事業者と連携した食品ロス削減の推進**

「もったいない残しま10！」運動の趣旨に賛同する飲食店等の事業者を「もったいない残しま10！運動」協力店として登録を促進することで、事業者と連携し、食べ切り・使い切り等による食品ロスの削減を推進する。

- ・ **事業者の主体的な取組の促進**

事業者の主体的な資源化の取組を促進するため、費用対効果を踏まえた効果的・効率的な資源化ルートについて検討していく。

(3) 【基本指標3】最終処分量（埋立量）（t／年）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (短期目標)
計画値	—	19,150	21,194	21,088	20,980	19,234	17,200
実績値	20,445	20,504	21,013	19,899	20,642	*22,103	
単年度の達成度 (計画値との差)	—	93.4% (+1,354)	100.9% (▲181)	106.0% (▲1,189)	101.6% (▲338)	87.0% (+2,869)	

* 令和元年度は12月までの実績に基づく推計値

「最終処分量」は増加しているが、令和2年度よりスラグの生産量を増やし、焼却主灰を減容化するため、短期目標は達成できる見込みである。

〈考察〉

・ 最終処分量の増加

最終処分場の土壌^{どえんてい}整備のために焼却主灰が必要なことから、スラグ化（減容化）せず、そのまま埋立、活用しているため、令和元年度の最終処分量が増加している。

〈取組の方向性〉

・ 計画的な最終処分の実施

引き続き、ごみの減量化・資源化の推進による最終処分量の削減を図り、計画的な最終処分の実施や最終処分場の適切な維持管理を確保する。

(4) 【参考指標】リサイクル率※（％）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (短期目標)
計画値	—	—	19.0	20.0	21.0	22.0	22.9
実績値	18.2	17.9	17.3	16.5	15.4	*14.9	
単年度の達成度 (計画値との差)	—	—	91.1% (▲1.7)	82.5% (▲3.5)	73.3% (▲5.6)	67.8% (▲7.1)	

* 令和元年度は12月までの実績に基づく推計値

※ ごみの総排出量のうち、市施設等で資源化された量と集団回収量の割合（スーパーマーケット等における店頭回収など民間事業者による主体的な資源化などを除く）

リサイクル率 = 資源化量（直接資源化＋施設中間処理＋集団回収）÷ ごみ排出量（収集＋施設搬入＋集団回収）

「リサイクル率」は低下傾向にあり、令和2年度の短期目標の達成に向け、進捗状況に遅れが生じている。

〈考察〉

・ 資源物の排出量の減少

各種容器包装の素材の軽量化が進んでいることや、新聞や雑誌の発行部数の減少などに伴い、資源物の排出量が減少していることから、紙類等の資源化量が行政回収、集団回収ともに減少傾向にある。

・ 民間主導のリサイクルの進展

スーパー店頭における資源物回収が利用されていること（家庭系）や、多量排出事業所を中心に民間資源化施設を活用した紙類などの資源化が推進されていること（事業系）などにより、行政回収以外のリサイクルの取組が進展しており、市民・事業者のリサイクル行動は促進されている（【別紙2】参照）。

・ 廃プラスチックの禁輸措置等の影響による使用済小型家電の資源化量の減少

アジア諸国における廃プラスチックの禁輸措置等の影響により、使用済小型家電のうち、プラスチック含有量が多い一部の品目について、適正処理を確保するため、不燃ごみとしての処理に切り替えたことから、資源化量は減少している。

・ プラスチック製容器包装の資源化量の減少

プラスチック製容器包装の排出量はほぼ横ばいで推移しているものの、容器包装リサイクルの引き取りにおける品質向上のため、搬出前に実施する選別を強化していることにより、資源化量が減少している。

〈取組の方向性〉

・ 正しい分別方法に関する理解の向上

焼却ごみに含まれている資源物について、正しい分別方法に関する理解の向上に向けた、啓発活動を継続していく。

・ 拠点回収に関する周知啓発の強化

剪定枝や使用済小型家電等の拠点回収の推進などによる市民のリサイクル意識の向上に向けて、周知啓発を強化していく。

・ 資源化事業者等との連携による資源化手法の検討

リサイクル技術の最新動向や他の自治体の導入実績等を踏まえ、資源化事業者等との連携による、本市に適した安定的かつ効果的・効率的な資源化手法について検討していく。

・ プラスチック製容器包装の分別の強化

プラスチック製容器包装については、市民への周知啓発の効果により、その多くは資源物として分別され、ごみステーションに排出されているが、汚れなどで資源化できないものや焼却ごみへの混入が一定量見られることから、市民の分別精度を高めるため、より一層の周知啓発に取り組んでいく。

2 各施策事業の取組状況等

別紙3のとおり

3 収集運搬・中間処理・最終処分体制

収集運搬，中間処理及び最終処分体制については，ごみ処理基本計画に基づき，5種13分別によるステーション方式による収集や拠点回収等の体制を継続するとともに，現行の焼却施設や資源化施設，最終処分場における適正な処理・処分体制を継続する。

(1) 収集運搬体制

- ・ 5種13分別の継続
- ・ 家庭系ごみについて，委託による行政収集の継続
- ・ 事業系ごみについて，排出者責任による自己搬入，又は許可業者による収集運搬
- ・ ごみをごみステーションまで持ち出すことが困難な高齢者等について，戸別訪問によるごみ収集を実施

(2) 中間処理体制

- ・ クリーンパーク茂原において焼却処理
- ・ クリーンセンター下田原においては，令和2年4月1日より一般家庭及び事業ごみの受け入れ開始し焼却処理（南清掃センターは，令和元年度をもって稼働停止）
- ・ クリーンパーク茂原リサイクルプラザにおいて不燃ごみ，粗大ごみ，びん・缶類，ペットボトルを資源化
- ・ エコプラセンター下荒針においてプラスチック製容器包装，白色トレイを資源化
- ・ 民間資源化施設において紙・布類等を資源化

(3) 最終処分体制

- ・ エコパーク板戸において最終（埋立）処分（令和2年11月末までの予定）
- ・ エコパーク下横倉については，エコパーク板戸の埋立て完了後，最終（埋立）処分開始

ごみ・資源物の排出状況(宇都宮市分)

別紙1

区分	単位	H26	H27	H28	H29	H30	R1	増減 (H30・R1比)
人口	人	517,696	518,761	519,631	520,197	520,189	519,255	▲ 934
世帯数	世帯	221,101	217,419	220,093	222,650	225,063	227,058	1,995

※10月1日の推計人口

区分		単位	H26	H27	H28	H29	H30	R1 (見込み)	増減 (H30・R1比)	
家庭系	資源物以外	焼却ごみ	t	100,213	101,409	100,523	100,569	101,380	102,164	784
		不燃・危険ごみ	t	3,106	3,165	2,956	2,919	2,983	3,013	30
		粗大ごみ	t	949	1,083	1,156	1,234	1,322	1,470	148
		小計	t	104,268	105,657	104,635	104,722	105,685	106,647	962
		一人1日当たり 【基本指標1】	g/人・日	552	556	552	552	557	563	6
	資源物	ペットボトル	t	1,807	1,822	1,803	1,825	1,927	1,823	▲ 104
		びん・缶類	t	6,616	6,579	6,415	6,224	5,998	6,261	263
		プラ・白色トレイ	t	3,475	3,470	3,374	3,314	3,319	3,288	▲ 31
		紙布類	t	11,460	10,732	10,191	9,603	9,374	9,702	328
		小計	t	23,358	22,603	21,782	20,966	20,619	21,074	455
家庭系計		t	127,626	128,260	126,417	125,687	126,303	127,721	1,418	
事業系	資源物以外	焼却ごみ	t	44,604	43,160	43,163	42,985	42,573	43,236	663
		不燃・危険ごみ	t	127	107	111	138	177	247	70
		粗大ごみ	t	176	167	193	187	153	240	87
		小計	t	44,907	43,434	43,467	43,310	42,903	43,723	820
	資源物	ペットボトル	t	17	17	24	30	29	17	▲ 12
		びん・缶類	t	898	882	825	716	622	629	7
		プラ・白色トレイ	t	21	25	16	11	13	9	▲ 4
		紙布類	t	229	195	174	186	200	228	28
		小計	t	1,164	1,118	1,039	942	864	883	19
	事業系計 【基本指標2】		t	46,071	44,552	44,506	44,252	43,767	44,606	839
家庭系+事業系	資源物以外	焼却ごみ	t	144,816	144,569	143,686	143,554	143,953	145,400	1,447
		不燃・危険ごみ	t	3,233	3,272	3,068	3,057	3,159	3,260	101
		粗大ごみ	t	1,125	1,250	1,348	1,421	1,475	1,710	235
		小計	t	149,174	149,091	148,102	148,031	148,587	150,370	1,783
		一人1日当たり	g/人・日	789	785	781	780	783	793	10
	資源物	ペットボトル	t	1,823	1,839	1,827	1,855	1,957	1,840	▲ 117
		びん・缶類	t	7,514	7,461	7,240	6,939	6,620	6,890	270
		プラ・白色トレイ	t	3,496	3,495	3,390	3,325	3,331	3,297	▲ 34
		紙布類	t	11,689	10,927	10,364	9,790	9,574	9,930	356
		小計	t	24,522	23,721	22,821	21,908	21,483	21,957	474
家庭系+事業系計		t	173,697	172,812	170,923	169,940	170,070	172,327	2,257	
集団回収	t	10,556	9,860	9,195	8,472	7,837	7,154	▲ 683		
廃食用油	t	(32)	(35)	(34)	35	33	39	0		
インクカートリッジ	t	(1)	(1)	(1)	1	1	1	0		
使用済小型家電	t	(38)	(71)	(85)	191	202	48	▲ 154		
剪定枝	t	(87)	(96)	(160)	323	341	401	60		
総排出量 【取組指標(基本施策1-1)】		t	184,252	182,672	180,118	178,962	178,484	179,970	1,486	

※平成28年度までの拠点回収量(カッコ内の数値)は、総排出量に含めていないため、参考として記載しています。

※小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

最終処分量

区分		H26	H27	H28	H29	H30	R1 (見込み)	増減 (H30・R1比)
焼却主灰	t	8,681	10,228	10,822	10,246	11,147	11,943	796
ばいじん	t	4,748	4,732	4,482	4,358	4,037	4,474	437
選別不燃残渣	t	5,190	5,504	5,597	5,190	5,328	5,236	▲ 92
溶融スラグ	t	1,827	40	112	105	131	450	319
最終処分量計 【基本指標3】	t	20,445	20,504	21,013	19,899	20,642	22,103	1,461

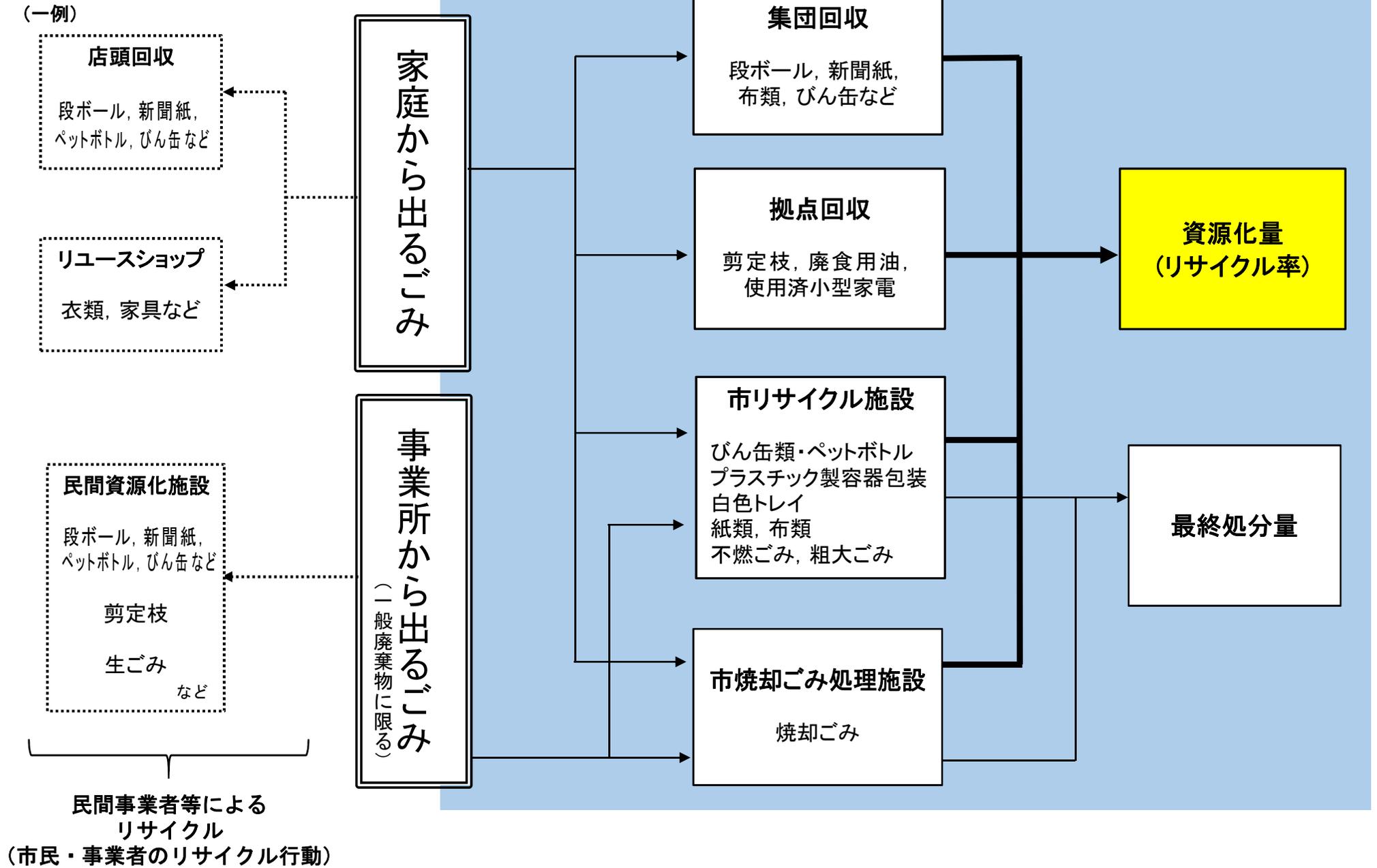
※小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

資源化量・リサイクル率

区分		H26	H27	H28	H29	H30	R1 (見込み)	増減 (H30・R1比)
総排出量	t	184,252	182,672	180,118	178,962	178,484	179,970	1,486
リサイクルプラザ	t	6,632	6,525	7,084	6,227	5,823	6,199	376
ペットボトル	t	1,258	1,158	1,215	1,202	1,161	1,274	113
金属類(破碎・プレス)	t	3,717	3,684	4,050	3,572	3,430	3,720	290
ガラス類(カレット)等	t	1,657	1,683	1,818	1,452	1,232	1,205	▲ 27
エコプラセンター下荒針	t	3,011	2,951	2,849	2,736	2,573	2,246	▲ 327
プラ製容器包装	t	3,002	2,943	2,841	2,729	2,569	2,242	▲ 327
白色トレイ	t	9	8	8	7	4	4	0
(株)エスケーシー	t	11,626	10,940	10,328	9,693	9,492	9,530	38
紙布類	t	11,626	10,940	10,328	9,693	9,492	9,530	38
焼却処理後	t	1,737	2,406	1,723	1,863	1,146	1,200	54
焼鉄	t	164	150	150	151	148	194	46
溶融メタル	t	212	162	110	121	80	90	10
エコスラグ	t	1,361	2,094	1,463	1,591	918	916	▲ 2
集団回収	t	10,556	9,860	9,195	8,472	7,837	7,154	▲ 683
廃食用油	t	(32)	(35)	(34)	35	33	39	0
インクカートリッジ	t	(1)	(1)	(1)	1	1	1	0
使用済小型家電	t	(38)	(71)	(85)	191	202	48	▲ 154
剪定枝	t	(87)	(96)	(160)	323	341	401	60
合計	t	33,561	32,682	31,179	29,542	27,448	26,818	▲ 630
リサイクル率 【参考指標】	%	18.2	17.9	17.3	16.5	15.4	14.9	▲ 0.5P

※平成28年度までの拠点回収量(カッコ内の数値)は、総排出量に含めていないため、参考として記載しています。

※小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。



◆ごみ処理基本計画の各施策事業の取組状況等

基本施策								施策事業	取組方針	令和元年度の取組状況	評価	課題	令和2年度実施計画の取組内容													
施策項目・取組指標																										
<p>【基本施策1-1】発生抑制の促進</p> <p>【取組指標】 ごみ総排出量（t）</p> <p>※資源物を含む家庭系・事業系ごみの総排出量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26 (基準値)</th> <th>H27 (実績)</th> <th>H28 (実績)</th> <th>H29 (実績)</th> <th>H30 (実績)</th> <th>R1 (見込)</th> <th>R2 (目標値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>184,252</td> <td>182,672</td> <td>180,118</td> <td>178,962</td> <td>178,484</td> <td>179,970</td> <td>180,602</td> </tr> </tbody> </table> <p>評価 令和元年度は、消費増税や災害ごみの発生により前年度から総排出量は増加したが、民間主導のリサイクルの進展などにより、全体的には減少傾向となっている。 もったいない生ごみの減量化や簡易包装の推進など、発生抑制の促進に係る、継続的な各種取組の効果が現れているものと考えられる。</p>								H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (見込)	R2 (目標値)	184,252	182,672	180,118	178,962	178,484	179,970	180,602	(1)	生ごみの水切り励行 【継続】	◆ごみの排出段階において水切りの徹底を励行し、生ごみの減量化を推進する。 ・自治会等における分別講習会や各種イベントなどにおける周知啓発	・継続的な周知啓発により、イベントでのアンケート調査結果等において、取組が浸透している状況が見られる。 ・更なる市民意識の向上や取組の定着を図る必要がある。	・自治会等における分別講習会や各種イベントなど、様々な機会を活用した周知啓発の継続
								H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (見込)	R2 (目標値)												
								184,252	182,672	180,118	178,962	178,484	179,970	180,602												
								(2)	もったいないレジ袋削減推進 【継続】	◆ごみの発生抑制の観点から、市民・事業者・行政が一体となった「もったいないレジ袋削減運動」を推進する。 ・自治会等における分別講習会や各種イベントなどにおける周知啓発 ・「マイ・バッグ・キャンペーン」強化期間におけるパネル等の展示 ・レジ袋の削減など、ごみの減量化・資源化に積極的な事業者を認定するエコショップ等認定制度の実施	・継続的な啓発活動により、イベントでのアンケート調査結果等において、取組が浸透している状況が見られる。 ・エコショップ等において、マイバッグ持参のPRを行うなどにより、取組の推進が図られている。 ・更なる市民・事業者の3Rに関する意識の醸成及び取組の定着を図る必要がある。	・自治会等における分別講習会や各種イベント、エコショップ等認定制度など、様々な機会を活用したマイバッグ利用促進に係る周知啓発の継続														
								(3)	家庭ごみ有料化の調査・研究 【継続】	◆ごみの減量化・資源化の推進や公平性確保などの観点を踏まえた検討を行う。 ・政令市・中核市及び県内自治体における有料化の実施状況に関する情報収集 ・有料化の目的・効果や手数料の料金体制・水準などに関する情報収集	・他自治体における有料化導入の背景や効果、課題等について調査を行った。 ・有料化の検討・導入・実施の各段階における課題とその対応等について検討を行った。 ・ごみの減量化・資源化施策の効果や他の施策との関連性、社会環境の変化などを踏まえ、施策の有効性について検証を行う必要がある。	・本市における施策としての有効性を検証するための調査・研究の継続														
(4)	もったいない生ごみ減量化推進 【拡充・重点】	◆「もったいない生ごみ（食品ロス）」を削減するため、周知啓発の強化や各事業者との連携による食べ切り・使い切りを推進する。 ・自治会等における分別講習会や各種イベント、市ホームページや自治会回覧などにおける食品ロス削減に係る周知啓発 ・「もったいない残しま10！運動」等を活用し、食品ロスの削減に向けた「フードドライブ」などの各種取組を周知 ・「もったいない残しま10！運動」協力店制度の登録促進に向けた周知啓発	・周知啓発による市民・事業者の意識醸成が図られている。 ・市イベントにおいて、家庭で余っている食品をイベントの2週間前から受け付けるなど、「フードドライブ」の実施により、市民・事業者の行動促進につながっている。 ・「もったいない残しま10！運動」協力店の登録促進による事業者と連携した食べ切り・使い切り等を推進している。	・自治会等における分別講習会や各種イベント、市ホームページや自治会回覧、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」などを活用した食品ロス削減に係る周知啓発の継続 ・「もったいない残しま10！運動」協力店の登録促進による事業者と連携した食べ切り・使い切り等の推進 ・市イベントにおける「フードドライブ」の継続 ・国において策定予定の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を踏まえた取組の検討																						
(5)	簡易包装の推進 【新規】	◆過剰包装の抑制や詰替商品の利用促進などにより、容器包装廃棄物の減量化を推進する。 ・簡易包装の推進など、ごみの減量化・資源化に積極的な事業者を認定するエコショップ等認定制度の実施 ・栃木県及び県内全市町における「栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言」の実施 ・上記宣言に基づく、「プラスチックとの上手なつきあい方」に係る周知啓発	・エコショップ等において、簡易包装に係る声かけを行うなどにより、取組の推進が図られている。 ・更なる市民・事業者の3Rに関する意識の醸成及び取組の定着を図る必要がある。	・各種媒体や様々な機会を活用した、簡易包装の推進に係る事業者や市民への周知啓発の継続及び取組促進への働きかけの強化 ・簡易包装の推進に積極的な事業者を認定するエコショップ等認定制度の継続																						
<p>【基本施策1-2】再使用の推進</p> <p>【取組指標】 布類の分別協力率（%）</p> <p>※布類の総排出量に占める資源化量の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26 (基準値)</th> <th>H27 (実績)</th> <th>H28 (実績)</th> <th>H29 (実績)</th> <th>H30 (実績)</th> <th>R1 (見込)</th> <th>R2 (目標値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16.7</td> <td>16.0</td> <td>20.5</td> <td>42.8</td> <td>43.1</td> <td>50.1</td> <td>20.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>評価 目標達成に向け、焼却ごみに混入している「資源化できる布類」の割合が減少しており、市民の分別意識の向上のほか、リユースに関する周知啓発の強化により、衣類の再利用の推進が図られているものと考えられる。</p>								H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (見込)	R2 (目標値)	16.7	16.0	20.5	42.8	43.1	50.1	20.0	(6)	リユース品の利用促進 【新規・重点】	◆市民がリユースに取り組みやすい環境を整備する。 ・リーフレットの配布や市ホームページの活用によるリユースショップの紹介や利用方法等に関する情報提供 ・地域におけるリユースの取組状況（制服、学用品等）に係る情報収集	・清掃工場や各地区市民センター等と連携したリーフレットの配布など、積極的な周知啓発により、リユースに対する市民の意識醸成が図られている。 ・市民の主体的なリユースの取組を促進するため、情報提供内容の充実や効果的な情報発信を行う必要がある。	・リーフレットの配布場所・機会の拡大や、ホームページの活用によるリユースショップの紹介や利用方法等に関する情報提供 ・関係課・団体との連携による市民の主体的なリユースの取組の促進
								H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (見込)	R2 (目標値)												
								16.7	16.0	20.5	42.8	43.1	50.1	20.0												
(7)	衣類再利用の推進 【新規】	◆焼却ごみ等に含まれる利用可能な衣類について、再利用を推進するための事業手法を構築する。 ・焼却ごみ等に含まれる利用可能な衣類について、再利用を推進するための事業手法を構築する。	・革製品や綿入り製品など、現在焼却処理している品目のリユース品として回収の仕組みづくりに向けた調査・研究																							
(8)	粗大ごみの再生品販売 【継続】	◆再利用が可能な粗大ごみの再生品販売を推進する。 ・環境学習センターにおける利用可能な粗大ごみの修繕による再生品の販売	・取組の定着が図られ、安定的な販売実績を確保している。 ・再生品の推進に加え、「もったいない」のこころを醸成する観点から、効果的な再生品販売に取り組む必要がある。	・再生品販売を通じた「もったいない」のこころの醸成や、再生品の推進に向けた効果的な周知啓発の実施																						

◆ごみ処理基本計画の各施策事業の取組状況等

基本施策		施策事業	取組方針	令和元年度の取組状況	評価	課題	令和2年度実施計画の取組内容													
施策項目・取組指標																				
【基本施策1-3】 普及啓発の実施	【取組指標】 多量排出事業所に対する 指導割合（％）	(9) もったいない運動との連携推進 【継続】	◆3R活動の実践に向けた講座等を通じて、「もったいない」のこころを醸成する。	・もったいない運動との連携による3R活動の実践に向けた環境出前講座や各種イベント等における周知啓発の実施	・環境出前講座や各種イベント等を通じた連携推進が図られている。	・もったいない市民会議と連携した「もったいない運動」の更なる取組強化など、「もったいない」のこころの醸成による市民・事業者の3R活動を促進していく必要がある。	・もったいない運動と連携した3Rに係る環境出前講座や、各種イベント等における周知啓発の継続													
		(10) 環境教育支援の推進 【継続・重点】	◆3Rの重要性について理解を深め、環境配慮行動を実践できる人づくりを行うため、環境教育の支援を推進する。	・小学校4年生を対象とした社会科補助教材の作成・配布 ・ライフステージや受講者の学びたい内容に応じた環境出前講座の開催	・小学校における補助教材の活用や地域まちづくり組織等における出前講座の実施により、3Rに関する周知啓発の推進が図られ、環境配慮行動の促進につながっている。	・環境教育の推進による、市民・事業者の更なる3R活動の実践に向け、対象者のニーズに応じて補助教材や講座の内容を適宜見直すなど、情報提供の充実を図っていく必要がある。	・小学校4年生を対象とした社会科補助教材の作成・配布 ・ライフステージや受講者の学びたい内容に応じた環境出前講座の開催													
		(11) エコショップ等の普及促進 【継続】	◆認定店と連携し、事業系ごみの減量化や、市民・事業者の3R活動の実践と定着に向けた取組を推進する。	・認定店との連携による市民や事業者の3R活動の推進 ・市ホームページ等を通じた認定店における3R活動の取組紹介	・認定店との連携により、レジ袋削減や簡易包装の促進などの取組の定着が図られている。 ・周知活動の実施により、エコショップ認定店が増加している。	・引き続き、制度の認知度向上を図り、市民・事業者の3Rに関する意識の醸成及び行動の定着を図る必要がある。	・3R活動に積極的な事業者を認定するエコショップ等認定制度の周知 ・認定店との連携による市民や事業者の3R活動の推進 ・市ホームページ等を通じた認定店における3R活動の取組紹介													
		<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>H26 (基準値)</th> <th>H27 (実績)</th> <th>H28 (実績)</th> <th>H29 (実績)</th> <th>H30 (実績)</th> <th>R1 (見込)</th> <th>R2 (目標値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50.0</td> <td>38.9</td> <td>39.5</td> <td>35.0</td> <td>37.4</td> <td>28.3</td> <td>25.0</td> </tr> </tbody> </table>	H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (見込)	R2 (目標値)	50.0	38.9	39.5	35.0	37.4	28.3	25.0	(12) 事業系ごみの適正処理の徹底 【拡充・重点】	◆事業系ごみの処理に係る指導や調査を実施し、適正処理の徹底を図る。	・大規模事業所（対象者を拡大）に対する減量等計画書の提出及び更なる適正処理に向けた分別指導の徹底 ・中小事業所の戸別訪問指導の実施 ・展開調査結果に基づく不適正排出事業所への戸別訪問指導 ・廃棄物管理責任者研修会や産業廃棄物多量排出者等向け講習会等による事業系ごみの適正処理に係る周知啓発	・戸別訪問指導や研修会などを活用した分別徹底や資源化に係る周知啓発により、多量排出事業所に対する指導割合が減少するなど、事業者の適正処理に対する理解度の向上が図られている。
H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (見込)	R2 (目標値)														
50.0	38.9	39.5	35.0	37.4	28.3	25.0														
評価 目標達成に向け、指導割合が減少傾向にあり、事業所への戸別訪問指導や不適正排出事業者への指導強化などの取組による効果が現れているものと考えられる。																				

◆ごみ処理基本計画の各施策事業の取組状況等

基本施策							施策事業	取組方針	令和元年度の取組状況	評価	課題	令和2年度実施計画の取組内容														
施策項目・取組指標																										
<p>【基本施策2-1】 分別の徹底</p> <p>【取組指標】 家庭系焼却ごみに含まれる資源物の割合（％）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26 (基準値)</th> <th>H27 (実績)</th> <th>H28 (実績)</th> <th>H29 (実績)</th> <th>H30 (実績)</th> <th>R1 (見込)</th> <th>R2 (目標値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30.9</td> <td>30.9</td> <td>17.9</td> <td>22.4</td> <td>20.6</td> <td>20.6</td> <td>29.9</td> </tr> </tbody> </table>							H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (見込)	R2 (目標値)	30.9	30.9	17.9	22.4	20.6	20.6	29.9	(13) 分別強化推進	<p>◆資源物の焼却ごみへの混入を防ぐため、様々な機会や場、媒体を活用した周知啓発により、5種13分別の徹底を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会等における分別講習会や各種イベント、スーパー店頭や地区市民センター・子育てサロン等における分別徹底に係る周知啓発 ・分別が不十分な共同住宅世帯に対する周知啓発 ・不動産管理会社や大学等への分別に係る資料の配布 ・国際交流プラザと連携した外国人に対する周知啓発 ・ごみ分別アプリ等を活用した各種情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な機会や場を活用した様々な周知啓発の実施により、ごみの分別や資源化に関する市民の協力度や理解度の向上につながっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市民の分別協力度や分別精度の更なる向上を図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会等における分別講習会や各種イベント、地区市民センターなど、様々な機会や場を活用した周知啓発の実施による、5種13分別の徹底強化 ・分別に関する情報が行き届きにくい共同住宅世帯や外国人に対する周知啓発の強化
							H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (見込)	R2 (目標値)													
30.9	30.9	17.9	22.4	20.6	20.6	29.9																				
(14) 拠点回収事業の推進	<p>◆資源物の常設拠点回収場所の拡充を図り、市民がリサイクルに取り組みやすい環境づくりを推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・回収ボックスによる廃食用油や使用済小型家電、インクカートリッジの拠点回収の実施 ・南清掃センターにおける剪定枝の通年受入の実施 ・回収量の拡大に向けた周知啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の拠点回収事業については、安定的な回収量が確保できており、市民の取組の定着が図られている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市民がリサイクルに取り組みやすい環境づくりを推進する必要がある。 ・資源化量拡大に向けた周知啓発を行うとともに、多様な回収ルートの活用により、市民の利便性を高めていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・回収ボックスによる廃食用油や使用済小型家電、インクカートリッジの拠点回収の実施 ・清掃センターにおける剪定枝の通年受入の継続実施と、回収拠点の拡充 ・回収量の拡大に向けた効果的な周知啓発の実施 																					
<p>評価</p> <p>目標達成に向け、資源とごみの分別が進んでおり、ごみの分別や資源化に関する市民の協力度や理解度の向上に向けた、継続的な周知啓発などの効果が現れているものと考えられる。</p>							(15) リサイクル推進員活動支援の推進	<p>◆地域のごみ問題や環境美化の中心的な役割を担うリサイクル推進員の活動を支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会や施設見学の実施、情報紙の発行による情報共有など、リサイクル推進員の育成 ・地域まちづくり組織の環境部会等が地区文化祭で実施するごみの減量化等についての啓発活動への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル推進員との連携により、地域における資源とごみの分別・排出指導やごみステーションの適正管理等の円滑な活動が実施されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、リサイクル推進員による地域における主体的なごみの減量化・資源化、環境美化の取組を推進する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会や施設見学の実施などによるリサイクル推進員の育成及び活動への支援 ・研修会資料の見直しなどによる研修会の充実 														
<p>【基本施策2-2】 資源循環利用の推進</p> <p>【取組指標】 廃棄物系バイオマスの資源化量（t）</p> <p>※剪定枝や廃食用油の資源化量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26 (基準値)</th> <th>H27 (実績)</th> <th>H28 (実績)</th> <th>H29 (実績)</th> <th>H30 (実績)</th> <th>R1 (見込)</th> <th>R2 (目標値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>113</td> <td>123</td> <td>176</td> <td>358</td> <td>374</td> <td>440</td> <td>1,500</td> </tr> </tbody> </table>							H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (見込)	R2 (目標値)	113	123	176	358	374	440	1,500	(16) 家庭系生ごみの資源化推進	<p>◆生ごみ処理機の利用拡大と継続利用の推進などにより、各家庭での生ごみの減量化・資源化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用生ごみ処理機設置費補助の実施 ・市イベントや広報紙等を活用した事業の周知活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度の補助対象機種拡大に伴う周知啓発等の強化により増加した補助件数が、横ばいで推移している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、家庭における生ごみの減量化・資源化の取組を促進するため、補助制度の活用促進に向けた周知を実施していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用生ごみ処理機設置費補助の活用促進に向けた周知啓発の実施
H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (見込)	R2 (目標値)																				
113	123	176	358	374	440	1,500																				
<p>評価</p> <p>・着実な資源化量の拡大が図られているが、目標値の達成に向けては、更なる資源化の推進が必要となっている。</p> <p>・剪定枝や廃食用油の拠点回収の定着が図られているが、資源化量の拡大効果が高い事業系生ごみについて、費用面等の課題により、取組が進みにくい状況にある。</p>							(17) 廃食用油の資源化推進	<p>◆廃食用油を拠点回収し、資源化事業者への売払いによる資源化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー（29か所、うち2019（平成31）年度に新規1か所増）や市有施設（19か所）における廃食用油の拠点回収 ・自治会等における分別講習会や市ホームページ・広報紙・ラジオ等を活用した事業の周知活動 ・障がい者支援団体や資源化事業者等との連携による効率的な回収・売払の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点回収の定着化が図られ、安定した回収量を確保している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、更なる回収量増加や、市民の利便性の向上を図っていく必要がある。 ・障がい者支援団体や資源化事業者等とより一層の連携を図り、円滑に事業を実施する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパーや市有施設における廃食用油の拠点回収の推進 ・更なる拠点回収量増加に向けた事業の周知啓発の継続 ・障がい者支援団体や資源化事業者等との連携による、効率的な回収・売払の実施 														

◆ごみ処理基本計画の各施策事業の取組状況等

基本施策 施策項目・取組指標		施策事業	取組方針	令和元年度の取組状況	評価	課題	令和2年度実施計画の取組内容
【基本施策2-2】 資源循環利用の推進	(18)	剪定枝の資源化推進 【拡充・重点】	◆剪定枝をチップ化し、循環利用を促進するとともに、資源化拡大に向けた調査・研究を実施する。	・南清掃センターにおける剪定枝の通年受入による資源化の実施 ・南清掃センター稼働停止後を見据えた回収体制の検討・整理 ・資源化事業者等との連携による効果的・効率的な資源化の推進	・清掃工場における受入については、取組の定着化が図られ、安定した回収量を確保している。 ・南清掃センター稼働停止後において、中間処理施設での事業継続及び2拠点での実施に向けて、体制を構築した。	・引き続き、市民の利便性や費用対効果等を踏まえた効果的・効率的な回収体制について検討する必要がある。	・清掃工場における剪定枝の通年受入による資源化の継続実施と、回収拠点の拡充 ・資源化事業者等との連携による効果的・効率的な資源化の推進 ・資源化量の拡大に向けた効果的・効率的な周知啓発の実施と、多様な回収方法について調査・研究を実施
	(19)	使用済小型家電の資源化推進 【継続】	◆レアメタルなどの有用金属を含む小型家電を回収し、廃棄物の適正処理と資源の有効活用を推進する。	・市有施設（20か所）における使用済小型家電の拠点回収 ・自治会等における分別講習会や各種イベント、市ホームページ・広報紙・ラジオ等を活用した事業の周知活動 ・資源化事業者等との連携による効果的・効率的な回収・売払の実施 ・南清掃センター稼働停止後を見据えた回収・保管体制の検討・整理	アジア諸国における廃プラスチックの禁輸措置等の影響により、使用済小型家電のうち、プラスチック含有量が多い一部の品目について、適正処理を確保するため、不燃ごみとしての処理に切り替えたことから、資源化量は減少している。 ・南清掃センター稼働停止後における回収・保管体制について構築した。	・引き続き、レアメタル等の有用金属に対する市民のリサイクル意識の向上を図っていく必要がある。 ・引き続き、使用済小型家電を取り巻く社会環境について注視し、情勢に合わせた資源化を推進していく必要がある。 ・南清掃センター稼働停止後の新体制においても円滑に事業を推進していく必要がある。	・市有施設における使用済小型家電の拠点回収の推進 ・レアメタル等の有用金属に対する、更なる市民のリサイクルの意識醸成に向けた事業の周知啓発と資源化事業者等との連携による、円滑で効果的・効率的な資源化の推進
	(20)	インクカートリッジの資源化推進 【継続】	◆メーカーによるリサイクル事業に協力することで、資源化を推進する。	・市有施設（25か所）におけるインクカートリッジの拠点回収の実施	・拠点回収の定着化が図られ、安定したリサイクルの仕組みが定着している。	・引き続き、周知啓発を強化する必要がある。	・市有施設におけるインクカートリッジの拠点回収について、様々な機会を活用した周知啓発の実施
	(21)	市有施設における資源化推進 【拡充】	◆清掃工場における熱エネルギーの有効利用や、市有施設から発生する資源化可能なごみの再生利用を推進する。	・清掃工場における熱エネルギーの有効利用（ごみ発電） ・市有地から排出される剪定枝の資源化の推進・拡充 ・市関連施設から排出される生ごみの資源化に向けた調査研究 ・リサイクル技術の最新動向や導入実績等の調査研究	・清掃工場における熱回収により、安定した熱エネルギーの有効利用が図られている。 ・市有地から排出される剪定枝を資源化することにより、バイオマス資源の有効活用が図られている。 ・中央卸売市場に対する生ごみの資源化への働きかけ（民間資源化施設の紹介など）を通じて、課題等に対する共通認識が図られている。	・市関連施設から排出される生ごみについて、費用対効果を踏まえた効果的・効率的な資源化ルートの検討を行っていく必要がある。 ・各中間処理施設などにおける安定的かつ効果的・効率的な資源化手法について調査研究を行っていく必要がある。	・清掃工場における熱エネルギーの有効利用（ごみ発電） ・市有地から発生する剪定枝の資源化の継続 ・市関連施設から排出される生ごみの費用対効果を踏まえた効果的・効率的な資源化ルートの調査研究 ・リサイクル技術の最新動向や他の自治体の導入実績等を踏まえ、資源化事業者等との連携による安定的かつ効果的・効率的な資源化手法に関する調査研究
	(22)	新たな資源循環利用の推進 【新規・重点】	◆新たな資源循環利用に向け、資源の特性に応じた地域循環を創出する。	・焼却ごみに含まれる資源化可能品目の割合等を把握するための組成分析調査の実施 ・剪定枝や生ごみなど廃棄物系バイオマスの資源化に向けた、先進自治体や資源化事業者等からの情報収集 ・人口動態や社会情勢の変化に伴う、ごみ量の増減要因や既存施策の点検評価等の実施	・焼却ごみ組成分析調査を通じて、本市の地域特性等に応じた資源化可能品目の排出実態や分別協力度を把握している。 ・リサイクル技術の最新動向や他自治体の導入実績等について、先進自治体や資源化事業者等から情報を収集することで、一般廃棄物処理基本計画の策定に向けた基礎データを作成した。	・市民の利便性や費用対効果等を踏まえた効果的・効率的な資源化手法について検討する必要がある。	・焼却ごみに含まれる資源化可能品目の割合等を把握するための組成分析調査の実施 ・リサイクル技術の最新動向や他の自治体の導入実績等を踏まえ、資源化事業者等との連携による安定的かつ効果的・効率的な資源化手法に関する調査研究 ・本市のごみの排出実態や地域特性を踏まえた新たな資源化施策の検討

◆ごみ処理基本計画の各施策事業の取組状況等

基本施策							施策事業	取組方針	令和元年度の取組状況	評価	課題	令和2年度実施計画の取組内容														
施策項目・取組指標																										
<p>【基本施策2-3】 市民・事業者主体による資源化の推進</p> <p>【取組指標】 多量排出事業所における 新たな資源化量（t）</p> <table border="1"> <tr> <td>H26 (基準値)</td> <td>H27 (実績)</td> <td>H28 (実績)</td> <td>H29 (実績)</td> <td>H30 (実績)</td> <td>R1 (見込)</td> <td>R2 (目標値)</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>500</td> </tr> </table>							H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (見込)	R2 (目標値)	—	0	0	0	0	0	500	(23)	資源物集団回収の推進 【継続】	<p>◆地域コミュニティの活性化を図りながら、ごみの減量化・資源化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施団体に対する報償金の交付 ・実施団体の申請等に係る手続きの負担軽減を目的とした、報償金交付事務の見直し ・資源物を取り巻く環境を把握するため、スーパー等の店頭回収や新聞販売店における新聞古紙回収に関する調査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞や雑誌等の発行部数の減少や、スーパー等の店頭における独自回収などの資源物化ルートの多様化などの影響により、回収量が減少傾向にある中、実施団体を支援し、集団回収の活性化を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的・効率的な資源物集団回収の仕組みについて検討が必要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施団体に対する報償金の交付 ・事業の活性化に向けた効果的・効率的な集団回収の仕組みの調査研究
							H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (見込)	R2 (目標値)													
—	0	0	0	0	0	500																				
<p>評価 生ごみをはじめとした事業系ごみの資源化については、費用面等の課題により、新たな取組が進みにくい状況にある。</p>							(24)	事業系ごみの資源化の推進 【継続】	<p>◆事業者主体による資源化の推進に向けた誘導や支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者への適正排出の指導を通じた資源物とごみの分別の徹底 ・市関連施設から排出される生ごみの資源化に向けた調査研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正排出に係る指導を通じて、事業者主体による紙類等の資源化の推進を図っている。 ・新たな資源化の手法や導入実績について、先進自治体や資源化事業者等からの情報収集を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみの資源化については、費用面等の課題により、主体的な取組が進みにくい状況にあることから、費用対効果を踏まえた効果的・効率的な資源化ルートの検討を行っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者への適正排出の指導を通じた資源物とごみの分別の徹底 ・事業者の主体的な資源化の取組を促進するための費用対効果を踏まえた効果的・効率的な資源化ルートの検討 ・リサイクル技術の最新動向や他の自治体の導入実績等に照らした安定的かつ効果的・効率的な資源化手法に関する調査研究 														
<p>【基本施策3-1】 収集運搬体制の整備推進</p> <p>【取組指標】 苦情等対応件数（件）</p> <table border="1"> <tr> <td>H26 (基準値)</td> <td>H27 (実績)</td> <td>H28 (実績)</td> <td>H29 (実績)</td> <td>H30 (実績)</td> <td>R1 (見込)</td> <td>R2 (目標値)</td> </tr> <tr> <td>756</td> <td>827</td> <td>603</td> <td>653</td> <td>718</td> <td>780</td> <td>680</td> </tr> </table>							H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (見込)	R2 (目標値)	756	827	603	653	718	780	680	(25)	ごみステーションの維持管理への支援 【継続】	<p>◆自治会等との連携により、ごみステーションの適正な維持管理や美化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ排出に関する問合せや苦情への迅速な対応及び適正排出指導の実施 ・排出ルールが守られていないごみステーションについて、収集事業者からの情報収集に努め、併せて市民等から寄せられた情報をGIS（地理情報システム）と一体管理することにより、適正かつ迅速な改善指導を実施 ・GISを利用したごみステーション情報の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ排出に関する問合せ等に対し、適切な分別・排出指導を行うことにより、ごみステーションの適正な維持管理に取り組んでいる。 ・特に排出ルールが守られていないごみステーションについては、利用者等にポスティングなどの個別指導を行い、ごみステーションの美化を推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、ごみステーションの設置や維持管理について、関係団体等と連携を図りながら適切に対応する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ排出に関する質問や苦情への迅速な対応及び適正排出指導の継続 ・自治会や集合住宅管理者等との連携によるごみステーションの適正な維持管理や美化への支援をGIS（地理情報システム）を活用して実施 ・GISを利用したごみステーション情報の管理
							H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (見込)	R2 (目標値)													
756	827	603	653	718	780	680																				
<p>評価 前年度と比較し対応件数は増加したが、市民等から寄せられた苦情等に確実に対応し、解決に繋がっている。</p>							(26)	適正な収集運搬体制の維持 【継続】	<p>◆作業効率や安全性、衛生面等を考慮した適正な収集運搬体制を継続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業効率や安全性、衛生面等を考慮した適正な収集運搬体制の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託事業者への研修会を定期的実施するとともに、必要に応じて随時、作業効率や安全性、衛生面等を考慮した適正な収集運搬について指導することにより、適正な収集に繋がっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・狭隘道路にあるごみステーションを含む市内全域のごみ収集について、令和2年度から新受託事業者による安全・確実な収集運搬体制を確保する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託事業者への研修会の実施などを通じた、作業効率や安全性、衛生面等を考慮した適正な収集運搬体制の継続 ・新受託事業者による安全・確実な収集運搬体制を確保 														
<p>評価 前年度と比較し対応件数は増加したが、市民等から寄せられた苦情等に確実に対応し、解決に繋がっている。</p>							(27)	効果的・効率的な収集運搬体制の構築 【新規・重点】	<p>◆今後の社会環境の変化に応じた効果的・効率的なごみの収集運搬のあり方を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみステーションまでのごみ出しが困難な高齢者や障がい者に対し、戸別訪問によりごみ収集を行う「ふれあい収集事業」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・増加傾向にある「ふれあい収集」への適切な対応など、効果的・効率的な収集体制の確保が図られている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・超高齢化や人口減少など、今後の社会環境の変化に対応したごみの収集運搬のあり方について検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふれあい収集事業」の適切な実施 ・今後の社会環境の変化やごみの排出実態に対応した効果的・効率的なごみの収集運搬のあり方についての検討 														

◆ごみ処理基本計画の各施策事業の取組状況等

基本施策							施策事業	取組方針	令和元年度の取組状況	評価	課題	令和2年度実施計画の取組内容	
施策項目・取組指標													
【基本施策3-2】 処理・処分施設の維持管理 及び整備の推進							(28) 中間処理施設の整備 【継続・重点】	◆「宇都宮市ごみ焼却施設整備基本計画」等に基づき、計画的な整備を進める。	・「宇都宮市ごみ焼却施設整備基本計画」等に基づく中間処理施設の整備 ・(仮称)新北清掃センター建設工事(設計・施工一括)(2016(H28)～2020(R2)) ・施設名称決定(クリーンセンター下田原)	・「宇都宮市ごみ焼却施設整備基本計画」等に基づき、計画的な整備を進めている。	・施設供用開始に向けて、計画的に試運転等を進め、着実に完成させていく必要がある。	・施設供用開始に向けた試運転(焼却状況確認)の終了後、6月頃供用開始予定	
							(29) 中間処理施設の維持管理 【継続】	◆安定した中間処理を行うため、関係法令等を遵守し、適切に維持管理を行う。	・中間処理施設の整備工事の実施等による施設の適切な維持管理(クリーンパーク茂原に係る発電用廃熱ボイラーの整備工事、運転業務委託、環境影響調査業務委託など)	・施設の適切な維持管理により、安定した中間処理を継続している。	・関係法令等を遵守し、適切な維持管理を行っていく必要がある。	・中間処理施設の整備工事の実施等による施設の適切な維持管理(クリーンパーク茂原に係る発電用廃熱ボイラーの整備工事、運転業務委託、環境影響調査業務委託など) ・新施設の円滑な稼働	
							(30) 最終処分場の整備 【継続・重点】	◆「宇都宮市新最終処分場(仮称)第2エコパーク施設整備基本計画」等に基づき、計画的な整備を進める。	・「宇都宮市新最終処分場(仮称)第2エコパーク施設整備基本計画」等に基づく最終処分場の整備 環境モニタリング調査(2016(H28)～2019(R1)) (仮称)第2エコパーク建設工事(設計・施工一括)(2017(H29)～2019(R1)) ・施設名称決定(エコパーク下横倉)	・「宇都宮市新最終処分場(仮称)第2エコパーク施設整備基本計画」等に基づき、計画的な整備を進めている。	・施設供用開始に向けて、着実に完成させていく必要がある。	・エコパーク板戸の埋立終了後、12月頃供用開始予定	
							(31) 最終処分場の維持管理 【継続】	◆安定した最終処分を行うため、関係法令等を遵守し、適切に維持管理を行う。	・最終処分場の整備工事の実施等による施設の適切な維持管理(エコパーク板戸に係る土壌堤の整備、運転業務委託、環境影響調査業務委託など)	・施設の適切な維持管理により、安定した最終処分を継続している。	・関係法令等を遵守し、適切な維持管理を行っていく必要がある。	・最終処分場の整備工事の実施等による施設の適切な維持管理(エコパーク板戸に係る運転業務委託、環境影響調査業務委託など) ・エコパーク板戸と新施設の円滑な切替	
【取組指標】 中間処理施設・最終処分場の整備 中間処理施設 令和2年度供用開始予定 最終処分場 令和2年度供用開始予定													
評価 目標達成に向け、中間処理施設、最終処分場ともに、計画的な整備を推進している。													
【基本施策3-3】 適正処理の推進							(32) きれいなまちづくりの推進 【継続】	◆「宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」に基づき、市民の良好な生活環境の維持を推進する。	・条例指導員による美化推進重点地区内の巡回指導 ・美化推進重点地区における、警察及び商業施設・地元商店街と連携した定期的な夜間巡回指導 ・路面標示や看板、大型映像装置、イベント、自治会回覧や広報紙、情報技術媒体(アプリ)、ホームページ等を活用した条例の周知啓発 ・美化推進重点地区における民間企業(飲食物自動販売機設置業者)との連携による自動販売機を活用した条例の周知啓発 ・関係機関等と連携した管理不全な土地、建物の適正管理指導	・「宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」に基づく継続的な取組により、市民の意識向上につながっている。	・市民との協働による「きれいなまち宇都宮」の実現に向け、市民の良好な生活環境の維持を推進していく必要がある。	・条例指導員による美化推進重点地区内の巡回指導 ・美化推進重点地区における警察及び商業施設・地元商店街と連携した定期的な夜間巡回指導 ・路面標示や看板、大型映像装置、イベント、自治会回覧や広報紙、情報技術媒体(アプリ)、ホームページ等を活用した条例の周知啓発 ・美化推進重点地区における民間企業(飲食物自動販売機設置業者)との連携による自動販売機を活用した条例の周知啓発 ・関係機関等と連携した管理不全な土地、建物の適正管理指導	
							(33) 不法投棄の未然防止、拡大防止の推進 【継続】	◆「第3次宇都宮市不法投棄未然防止推進計画」に基づき、地域の良好な環境保全を推進する。	・自治会回覧や広報紙、ホームページ等による適正処理の啓発 ・監視パトロールによる巡回監視及び監視カメラによる定点監視 ・地域住民が実施する監視活動、清掃活動への支援	・市民からの通報増などから、発生件数が平成30年度は増加に転じたところであるが、不法投棄多発地点への監視パトロール強化などを図ることにより、今年度は減少することができた。	・不法投棄発生件数を減少させるため、監視カメラの設置箇所や監視パトロールの巡回箇所見直しなどの効果的な運用が必要である。	・自治会回覧や広報紙、ホームページ等による適正処理の啓発 ・監視パトロールによる巡回監視及び監視カメラによる定点監視 ・地域住民が実施する監視活動、清掃活動への支援	
							(34) 災害廃棄物への対応 【新規・重点】	◆今後起こり得る様々な災害時に発生する災害ごみに対応するため、収集から処理までの一貫した体制を整備する。	・台風第19号に伴い発生した災害廃棄物の仮置場の設置・運営及び戸別収集を実施	・台風第19号に伴い発生した災害廃棄物について、「災害廃棄物処理対応マニュアル」に基づき、迅速かつ円滑に対応し、職員が災害対応への知見、経験を得るとともに、マニュアルの課題について確認を行った。	・災害発生時に、より迅速かつ円滑に対応できるよう、役割分担や仮置場の運営方法等についてマニュアルの修正を行う必要がある。 ・国や県等、関係機関との連携について、災害に関する情報収集・事例等の情報共有及び災害発生時の迅速な対応に係る体制を強化する必要がある。	・災害対応の知見、経験を踏まえたマニュアルの修正及び更なる実効性確保に向けた体制整備 ・修正した「災害廃棄物処理対応マニュアル」に基づく訓練等の実施による職員の対応力の更なる向上	
【取組指標】 不法投棄発生件数(件)													
H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (見込)	R2 (目標値)							
420	366	323	318	349	296	250							
評価 ・目標達成に向け、発生件数が減少している。 ・適正処理の啓発や、監視パトロールなどの継続的な取組の効果が現れているものと考えられる。													

生活排水処理基本計画の取組状況及び今後の取組について

1 基本指標に対する取組状況

(1) 【基本指標1】生活排水処理人口普及率※¹ (%)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (短期目標)
計画値	—	97.4	97.7	98.0	98.3	98.6	98.8
実績値	96.9	96.9	97.7	98.1	98.3	*98.6	

※1 「公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設の整備が終わり使用可能な区域の人口」と「合併処理浄化槽を使用している人口」の行政人口に占める割合

* 令和元年度は12月までの実績に基づく推計値

「生活排水処理人口普及率」は、生活排水処理施設の整備状況を示す値であり、着実に整備が進んでいるため、令和2年度の短期目標を達成する見込みである。

〈取組の方向性〉

- 引き続き、公共下水道の計画的な整備や、合併処理浄化槽の設置費補助制度の実施により、生活排水処理施設の整備を推進していく。

(2) 【基本指標2】生活排水処理率※² (%)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (短期目標)
計画値	—	94.3	94.5	94.7	94.9	95.1	95.3
実績値	94.2	94.3	94.7	95.0	95.3	*95.7	

※2 「公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設を使用している人口」と「合併処理浄化槽を使用している人口」の行政人口に占める割合

* 令和元年度は12月までの実績に基づく推計値

「生活排水処理率」は、生活排水処理施設の接続状況を示す値であり、着実に接続が進んでいるため、令和2年度の短期目標を達成する見込みである。

〈取組の方向性〉

- 引き続き、公共下水道や農業集落排水処理施設の未接続世帯への戸別訪問の実施など、生活排水処理施設への接続促進に係る取組を実施していく。

2 各施策事業の取組状況等

別紙4のとおり

3 収集運搬、中間処理、最終処分体制

生活排水処理基本計画に基づき、川田水再生センターにおいてし尿・浄化槽汚泥等を一体処理するため、平成30年度から受入施設の建設工事に着手したところであり、令和3年1月に一体処理を開始し、適正かつ安定的な処理を実施していく。

(1) 収集運搬体制

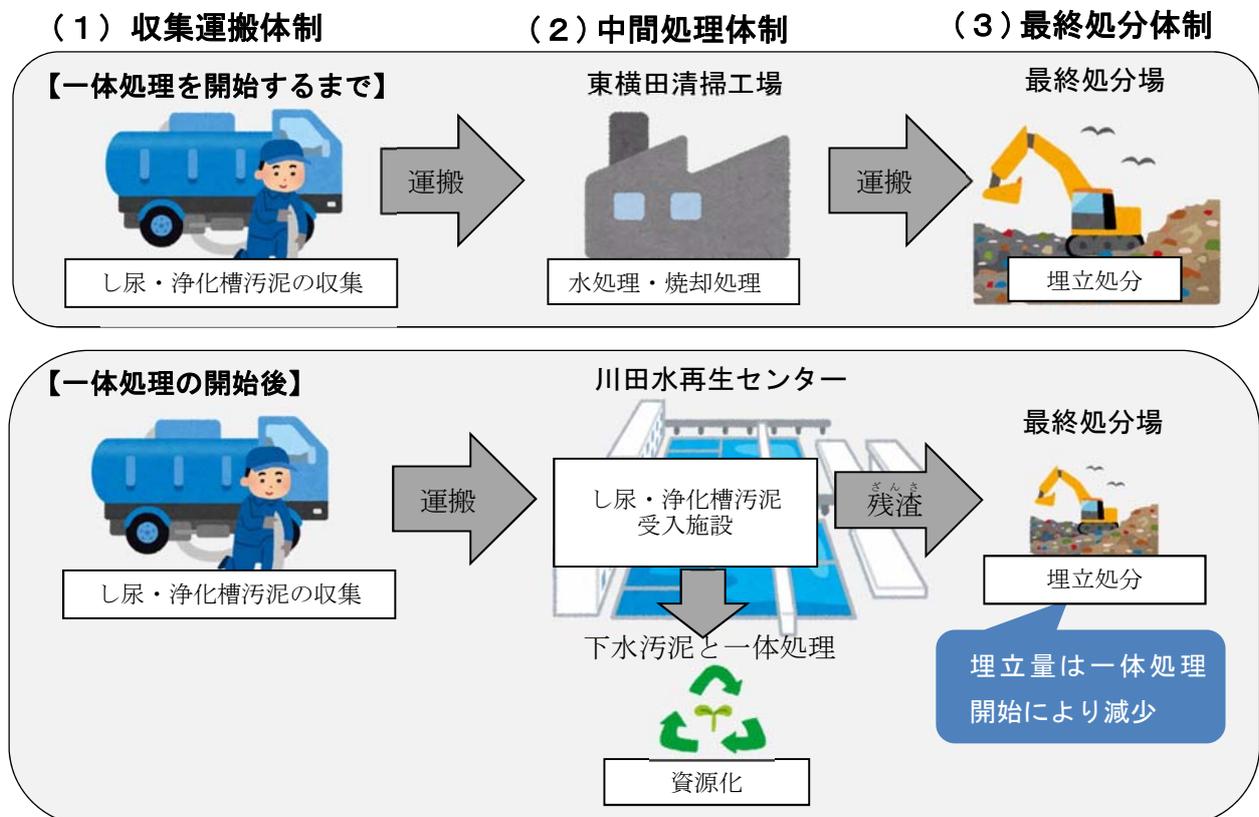
- ・ 浄化槽汚泥は、引き続き、許可業者による収集運搬を実施する。
- ・ し尿は、引き続き、業務委託による収集運搬を実施する。

(2) 中間処理体制

- ・ 一体処理を開始するまで、東横田清掃工場において、し尿・浄化槽汚泥等の水処理や焼却処理などを継続する。
- ・ 一体処理の開始後は、川田水再生センターのし尿・浄化槽汚泥受入施設において処理を行う。

(3) 最終処分体制

- ・ 一体処理を開始するまで、引き続き、最終処分場において埋立処分を行う。
- ・ 一体処理の開始後は、川田水再生センターの受入施設を経由し、下水汚泥と一体処理を行った後、資源化することとし、受入施設で発生する残渣^{ざんさ}については、最終処分場において埋立処分を行う。



◆生活排水処理基本計画の各施策事業の取組状況等

基本施策							施策事業	取組方針	令和元年度の取組状況	評価	課題	令和2年度実施計画の取組内容															
施策項目・取組指標																											
<p>【基本施策1-1】 生活排水処理施設の整備推進</p> <p>【取組指標】 生活排水処理人口普及率（％）</p> <table border="1"> <tr> <td>H26 (基準値)</td> <td>H27 (実績)</td> <td>H28 (実績)</td> <td>H29 (実績)</td> <td>H30 (実績)</td> <td>R1 (見込)</td> <td>R2 (目標値)</td> </tr> <tr> <td>96.9</td> <td>96.9</td> <td>97.7</td> <td>98.1</td> <td>98.3</td> <td>98.6</td> <td>98.8</td> </tr> </table>							H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (見込)	R2 (目標値)	96.9	96.9	97.7	98.1	98.3	98.6	98.8	(1)	公共下水道の整備推進	<p>◆公共下水道事業計画区域における令和7年度の管きよ整備率100パーセントを目指す取組を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上河内地区・河内地区の整備を計画的に実施 ・土地区画整理事業や道路事業と情報共有を図り、効率的に整備を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道事業計画区域における整備を、計画的かつ効率的に実施することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業や道路事業と、効率的に整備を進めるため、今後も関係機関と連携を図りながら、情報共有に努める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業地区・上河内地区・河内地区の計画的な整備を実施 ・土地区画整理事業や道路事業と情報共有を図り、効率的に整備を実施
							H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (見込)	R2 (目標値)														
96.9	96.9	97.7	98.1	98.3	98.6	98.8																					
<p>【取組指標】 生活排水処理人口普及率（％）</p> <table border="1"> <tr> <td>H26 (基準値)</td> <td>H27 (実績)</td> <td>H28 (実績)</td> <td>H29 (実績)</td> <td>H30 (実績)</td> <td>R1 (見込)</td> <td>R2 (目標値)</td> </tr> <tr> <td>96.9</td> <td>96.9</td> <td>97.7</td> <td>98.1</td> <td>98.3</td> <td>98.6</td> <td>98.8</td> </tr> </table> <p>評価 公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置促進を着実に進めた結果、令和元年度の目標値を達成する見込みであり、取組は順調に進んでいる。</p>							H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (見込)	R2 (目標値)	96.9	96.9	97.7	98.1	98.3	98.6	98.8	(2)	合併処理浄化槽の整備推進	<p>◆浄化槽で整備する区域において、更なる合併処理浄化槽の設置を促進するための取組を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽設置費補助制度を継続して実施 ・市・上下水道局・農業委員会の各広報紙やリーフレットなどの、様々な媒体を活用して、合併処理浄化槽による生活排水の適正処理の重要性に関する啓発や、補助制度の周知を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の利用件数が新築家屋の増に伴い昨年度より増加しており、浄化槽で整備する区域における合併処理浄化槽の整備が順調に進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活排水の適正処理の重要性・必要性に関する啓発や新補助制度の周知に、継続して取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽設置費補助制度を継続して実施 ・様々な広報媒体により、合併処理浄化槽による生活排水の適正処理の重要性に関する啓発や、補助制度の周知を実施
							H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (見込)	R2 (目標値)														
96.9	96.9	97.7	98.1	98.3	98.6	98.8																					
<p>【取組指標】 生活排水処理率（％）</p> <table border="1"> <tr> <td>H26 (基準値)</td> <td>H27 (実績)</td> <td>H28 (実績)</td> <td>H29 (実績)</td> <td>H30 (実績)</td> <td>R1 (見込)</td> <td>R2 (目標値)</td> </tr> <tr> <td>94.2</td> <td>94.3</td> <td>94.7</td> <td>95.0</td> <td>95.3</td> <td>95.7</td> <td>95.3</td> </tr> </table> <p>評価 未接続世帯の戸別訪問などにより着実に接続指導を実施した結果、令和元年度の目標値を達成する見込みであり、取組は順調に進んでいる。</p>							H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (見込)	R2 (目標値)	94.2	94.3	94.7	95.0	95.3	95.7	95.3	(3)	合併処理浄化槽への転換を促す周知啓発	<p>◆公共用水域の水質保全への意識向上を図るため、単独処理浄化槽や汲み取りトイレから合併処理浄化槽への転換を促す啓発活動に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「単独処理浄化槽からの転換」や「汲み取りトイレからの設置替え」を促進するため、未設置世帯の状況に応じた戸別訪問やリーフレットの活用により、補助制度を効果的に周知 ・新たな転換促進策として、今年度から補助対象に宅内配管費を追加し、制度を拡充 ・浄化槽法定検査指定検査機関との情報共有や連携による啓発の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・合併処理浄化槽への転換基数について、昨年度実績に迫る基数を達成することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・合併処理浄化槽の未設置世帯の多くが、経済的理由や高齢者世帯であることを理由に挙げており、転換が進みにくい状況である。 ・世帯の状況に応じた補助制度の説明をするなど、効果的な啓発に継続して取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「単独処理浄化槽からの転換」や「汲み取りトイレからの設置替え」を促進するため、未設置世帯の状況に応じた戸別訪問やリーフレットの活用などによる啓発の実施 ・浄化槽法定検査指定検査機関との情報共有や連携による啓発の実施
							H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (見込)	R2 (目標値)														
94.2	94.3	94.7	95.0	95.3	95.7	95.3																					
<p>【基本施策1-2】 生活排水処理施設への接続促進</p> <p>【取組指標】 生活排水処理率（％）</p> <table border="1"> <tr> <td>H26 (基準値)</td> <td>H27 (実績)</td> <td>H28 (実績)</td> <td>H29 (実績)</td> <td>H30 (実績)</td> <td>R1 (見込)</td> <td>R2 (目標値)</td> </tr> <tr> <td>94.2</td> <td>94.3</td> <td>94.7</td> <td>95.0</td> <td>95.3</td> <td>95.7</td> <td>95.3</td> </tr> </table> <p>評価 未接続世帯の戸別訪問などにより着実に接続指導を実施した結果、令和元年度の目標値を達成する見込みであり、取組は順調に進んでいる。</p>							H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (見込)	R2 (目標値)	94.2	94.3	94.7	95.0	95.3	95.7	95.3	(4)	公共下水道への接続促進	<p>◆更なる公共用水域の水質改善に向け、未接続世帯に対する公共下水道への接続促進に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道へ接続せず、長期間、浄化槽を使用している世帯など、接続の可能性が高い世帯に対する集中的な訪問指導の実施 ・関係課との連携強化のほか、ハウスメーカーや指定工事店との協力体制により、新たな接続促進策を実施 ・接続工事資金の無利子融資あっせん制度の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・接続の可能性が高い世帯や新規整備地区を対象とした重点的な戸別訪問や強化月間の実施、パンフレット等の活用による周知を継続的に実施した結果、未接続世帯の接続が順調に進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・未接続世帯の多くが、経済的困窮者や高齢者世帯、浄化槽を継続して使用したい意向がある世帯であり、未水洗化世帯も多く存在していることから、公衆衛生上の観点からも、下水道への早期接続をいかに進めるかが課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道のメリットを理解してもらえる効果的な接続促進を継続して実施 ・公共下水道へ接続せず、長期間、浄化槽を使用している世帯に対する集中的な訪問指導の実施 ・関係課との連携強化のほか、ハウスメーカーや指定工事店との協力体制による接続促進策の実施 ・接続工事資金の無利子融資あっせん制度の周知
							H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (見込)	R2 (目標値)														
94.2	94.3	94.7	95.0	95.3	95.7	95.3																					
<p>【取組指標】 生活排水処理率（％）</p> <table border="1"> <tr> <td>H26 (基準値)</td> <td>H27 (実績)</td> <td>H28 (実績)</td> <td>H29 (実績)</td> <td>H30 (実績)</td> <td>R1 (見込)</td> <td>R2 (目標値)</td> </tr> <tr> <td>94.2</td> <td>94.3</td> <td>94.7</td> <td>95.0</td> <td>95.3</td> <td>95.7</td> <td>95.3</td> </tr> </table> <p>評価 未接続世帯の戸別訪問などにより着実に接続指導を実施した結果、令和元年度の目標値を達成する見込みであり、取組は順調に進んでいる。</p>							H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (見込)	R2 (目標値)	94.2	94.3	94.7	95.0	95.3	95.7	95.3	(5)	農業集落排水処理施設への接続促進	<p>◆更なる公共用水域の水質改善に向け、未接続世帯に対する農業集落排水処理施設への接続促進に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受益者名簿をもとに現地調査を実施するとともに、未接続世帯を対象に、啓発文書の配付や未接続理由に応じた説明をするなど、効果的な戸別訪問を実施 ・農業委員会広報紙を活用した、接続の必要性の啓発 ・接続工事資金の無利子融資あっせん制度の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・戸別訪問や広報紙による啓発活動により、未接続世帯の接続が順調に進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備当初からの受益者のうち、長期間接続しない世帯や更地のまま土地を保有している世帯が残っている状況にあるため、戸別訪問などにより、計画的かつ継続的に接続指導や現地調査を行っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・未接続世帯を対象として、啓発文書を配付するとともに、未接続理由に応じた説明をするなど、効果的な戸別訪問を実施 ・接続工事資金の無利子融資あっせん制度の周知
							H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (見込)	R2 (目標値)														
94.2	94.3	94.7	95.0	95.3	95.7	95.3																					

◆生活排水処理基本計画の各施策事業の取組状況等

基本施策							施策事業	取組方針	令和元年度の取組状況	評価	課題	令和2年度実施計画の取組内容								
施策項目・取組指標																				
<p>【基本施策1-3】 生活排水処理施設の適正管理</p> <p>【取組指標】 浄化槽法第11条検査受検率(%)</p>							(6)	<p>施設の統廃合等の検討</p> <p>【新規】</p>	<p>◆経済性や老朽度を踏まえ、ライフサイクルコストの低減を目指し、中長期での生活排水処理施設の公共下水道への接続時期などを検討する。なお、将来にわたり存続する施設については、中長期的な視点に基づき、施設の長寿命化等を実施する。</p>	<p>・施設の機能保全や統廃合の考え方を整理した「最適化計画」の基礎資料となる地域下水処理施設の機能保全計画の作成 ・農業集落排水処理施設の管路内状況調査の実施 ・生活排水処理施設の効率的な維持管理の継続</p>	<p>・「最適化計画」の令和2年度の策定に向け、地域下水処理施設の機能保全計画を作成した。</p>	<p>・経済的条件や適切なインフラ整備の観点から、公共下水道への接続に向けた準備に取り組む必要がある。</p>	<p>・維持管理コストの縮減を効果的・効率的に推進していくため、施設の機能保全や統廃合に向けた最適化計画の策定 ・生活排水処理施設の効率的な維持管理の継続</p>							
H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (見込)	R2 (目標値)														
47.7	60.2	62.7	66.0	69.2	73.1	67.7	(7)	<p>合併処理浄化槽の適切な検査受検の指導の充実</p> <p>【拡充・重点】</p>	<p>◆浄化槽法で定められている検査の受検率を向上させ、浄化槽の適正管理を推進できるよう取り組む。</p>	<p>・法定検査の未受検者に対する受検促進通知の送付 ・浄化槽法定検査の指定検査機関と連携した維持管理の必要性に関する啓発策の実施</p>	<p>・受検促進通知を送付する取組を開始して4年目となることから、通知内容をより一層注意喚起する内容に見直したところ、受検率は昨年度を上回る見込みとなった。 ・公共下水道への接続状況を確認することで、浄化槽の廃止状況を的確に把握することができた。</p>	<p>・過去の法定検査の受検状況や、公共下水道へ接続したことによる浄化槽の廃止状況などを的確に把握できる体制を整備し、効果的かつ効率的な受検促進を行う必要がある。</p>	<p>・法定検査の未受検者に対する受検促進通知の送付 ・浄化槽法定検査の指定検査機関と連携した維持管理の必要性に関する啓発策の実施 ・適正管理に向けた浄化槽台帳の整備</p>							
<p>評価 浄化槽法第11条に規定する検査の受検を促す文書を送付し、受検率が上昇したことから、取組の効果が現れている。</p>																				
<p>【基本施策2-1】 持続的に安定した収集運搬の実施</p> <p>【取組指標】 し尿収集運搬体制の調整</p>							(8)	<p>し尿収集運搬体制を統一</p> <p>【継続】</p>	<p>◆し尿の効果的で効率的な収集運搬を実施する。</p>	<p>・全市域において、業務委託による安定したし尿収集運搬を実施</p>	<p>・作業効率や安全性、衛生面等を考慮した適正なし尿収集運搬を実施できた。 ※浄化槽汚泥等については、引続き許可制での収集運搬を継続</p>	<p>・将来における収集量の減少を踏まえた効果的で効率的なし尿収集運搬体制を検討する必要がある。</p>	<p>・全市域において、業務委託による安定したし尿収集運搬を実施</p>							
H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (見込)	R2 (目標値)														
—	—	—	—	市全域 業務委託	—	—	<p>評価 全市域業務委託により、安定したし尿収集運搬を実施できている。</p>													
<p>【基本施策2-2】 効果的・効率的な中間処理の継続</p> <p>【取組指標】 一体処理の推進(施設数)</p>							(9)	<p>水再生センターにおける一体処理の推進</p> <p>【新規】</p>	<p>◆水再生センターにおいて、生活排水汚泥等を一体的に処理できるよう、施設の整備に取り組む。</p>	<p>・浄化槽汚泥等受入施設の建設工事に予定通り着手 ・一体処理の開始に向けた手続等の実施</p>	<p>・浄化槽汚泥等受入施設の建設工事のうち、土木工事が完了し、着実に整備が進んでいる。 ・川田水再生センターにおける一体処理の供用開始を令和3年1月とし、順調に手続等が進んでいる。</p>	<p>・川田水再生センターにおいて一体処理を開始するまでの間、老朽化した既存施設(東横田清掃工場)を適切に維持管理する必要がある。</p>	<p>・浄化槽汚泥等受入施設の建設工事の実施(令和2年12月末まで) ・川田水再生センターにおける一体処理の開始</p>							
H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (見込)	R2 (目標値)														
し尿施設 1	1	1	1	1	1	0	<p>一体施設 0</p>	0	0	0	0	0	1	<p>評価 一体処理の実施に向け、順調に作業が進んでいる。</p>						
<p>【基本施策2-3】 安定した最終処分への推進</p> <p>【取組指標】 沈砂・汚泥焼却灰等埋立量(t/年)</p>								(10)	<p>安定した最終処分の実施</p> <p>【継続】</p>	<p>◆中間処理後のし尿・浄化槽汚泥等について、安定した最終処分を適正に実施する。</p>	<p>・東横田清掃工場から発生する汚泥等を焼却処理後、エコパーク板戸に埋立処分</p>	<p>・エコパーク板戸における適切な埋立処分を実施できた。</p>	<p>・今後も、安定した最終処分を適切に実施する必要がある。</p>	<p>・東横田清掃工場から発生する汚泥等を焼却処理後、エコパーク板戸において埋立処分(令和2年11月末までの予定) ・エコパーク板戸の埋立完了後、エコパーク下横倉において埋立処分を開始</p>						
H26 (基準値)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (見込)	R2 (目標値)														
124.5	173.6	177.2	173.4	151.3	130.0	72.2	<p>評価 一体処理の開始後は、埋立量は減少する見込みであり、適正に処分を実施できている。</p>													

クリーンセンター下田原及びエコパーク下横倉の整備状況について

◎ 趣旨

現在、整備を進めている、新中間処理施設「クリーンセンター下田原」及び新最終処分場「エコパーク下横倉」の整備状況について報告するもの

1 事業の目的

一般廃棄物処理施設基本構想等に基づき、循環型社会の形成に向け、効果的・効率的なごみ処理体制を構築するもの

2 クリーンセンター下田原

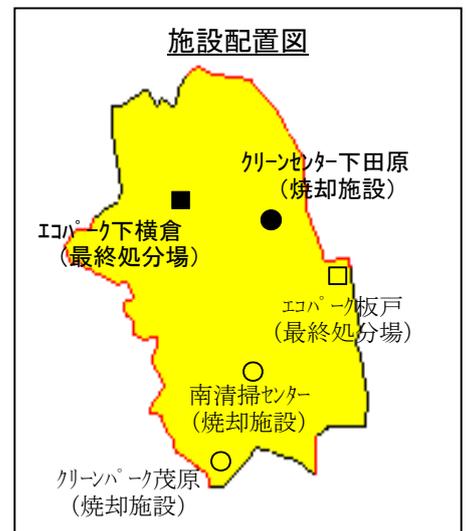
- ・ 旧北清掃センターと老朽化した南清掃センターを集約化する新たな中間処理施設を整備
- ・ 焼却熱を有効利用する高効率な発電設備を備え、施設で使用するとともに、余剰分を電力会社に売電する施設

(1) 施設概要

- ・ 施設種類 一般廃棄物ごみ焼却施設（ごみ発電施設）
- ・ 所在地 宇都宮市下田原町地内（旧北清掃センター）
- ・ 処理能力 190トン／日（95トン／日×2炉）
- ・ 発電能力 3,500キロワット
- ・ 処理対象物 家庭などから出る焼却ごみ、可燃性粗大ごみ
- ・ 建設工事費 約150億円

(2) 整備経過

- | | |
|--------|------------------------------|
| 平成24年度 | 一般廃棄物処理施設基本構想策定 |
| 25年度 | 地形測量、地質調査
生活環境影響調査（～27年度） |
| 26年度 | ごみ焼却施設基本設計 |
| 27年度 | 旧北清掃センター解体工事（～28年度） |
| 28年度 | 建設工事契約（設計・施工一括発注方式） |
| 29年度 | 工事着工 |



(3) 今年度の状況及び今後の予定

令和元年 11月	焼却棟・プラント工事完了（進捗率97%（令和2年1月末時点）） 試運転開始
令和2年 2月	試験焼却開始（収集委託車両）
4月	市民の持込みごみ受入れ開始 性能試験
5月	建設工事完了
6月頃	供用開始

3 エコパーク下横倉

- ・ 令和2年度に埋立てが終了するエコパーク板戸に代わる新たな最終処分場を整備
- ・ 埋立地全体を建物で覆う被覆型とし埋立地への雨水の浸入を防止することで、安定的に埋立作業が行えるとともに埋立地から発生する水を抑制し水処理施設の規模をコンパクト化した施設

(1) 施設概要

- ・ 施設種類 一般廃棄物最終処分場（被覆型）
- ・ 所在地 宇都宮市下横倉町地内
- ・ 埋立容量 約29万立方メートル（宇都宮市及び上三川町 15年間分相当）
- ・ 埋立対象物 家庭などから出たごみの焼却灰，不燃残さ等
- ・ 建設工事費 約79億円

(2) 整備経過

平成24年度	一般廃棄物処理施設基本構想策定 適地調査（～25年度）
26年度	建設候補地の決定 地形測量，地質調査，環境影響調査（～28年度）
27年度	最終処分場基本設計
28年度	用地取得 建設工事契約（設計・施工一括発注方式）
29年度	工事着工

(3) 今年度の状況及び今後の予定

令和元年 11月	被覆施設・水処理施設工事完了（進捗率94%（令和2年1月末時点）） 試運転開始
令和2年 3月	建設工事完了
12月頃	供用開始（エコパーク板戸の埋立て終了後）

クリーンセンター下田原

全景



プラットフォーム



エコパーク下横倉

全景



埋立地



クリーンセンター下田原

○4月1日(水)から家庭ごみの受け入れが始まります!

既存の清掃工場の老朽化に伴い、安定的なごみ処理体制を継続するため、旧北清掃センター跡地に、クリーンセンター下田原の建設工事を進めてきました。

4月1日(水)から一般家庭や事業者のごみの受け入れを開始するクリーンセンター下田原について、工場内の搬入ルートや持ち込めるごみの種類を紹介します。

なお、北清掃センター粗大ごみ受入場所は4月1日(水)からクリーンセンター下田原の敷地内へ変更となります。



クリーンセンター下田原

●南清掃センターの閉鎖について

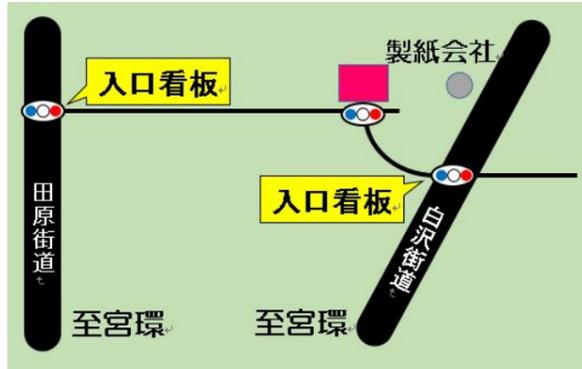
南清掃センターについては、クリーンセンター下田原でのごみ受入開始に伴い、3月31日(火)で閉鎖となります。

なお、焼却ごみ及び剪定枝は、3月16日(月)から持ち込みができなくなります。

ただし、不燃ごみ・粗大ごみ・資源物等については、数量に制限がありますが、3月31日(火)まで持ち込みが可能です。(「資源とごみの持ち込み先」参照)

※4月1日(水)からは、南清掃センターへの全てのごみが持ち込みできなくなるため、クリーンセンター下田原またはクリーンパーク茂原をご利用ください。

受付開始日	令和2年4月1日(水)
受付時間	午前：8時30分～12時00分 午後：13時00分～16時30分
休業日	日曜日、祝日と重なる土曜日、年末年始
電話番号	028-672-1997
施設所在地	宇都宮市下田原町3435番地
搬入できるごみ	「資源とごみの持ち込み先」参照

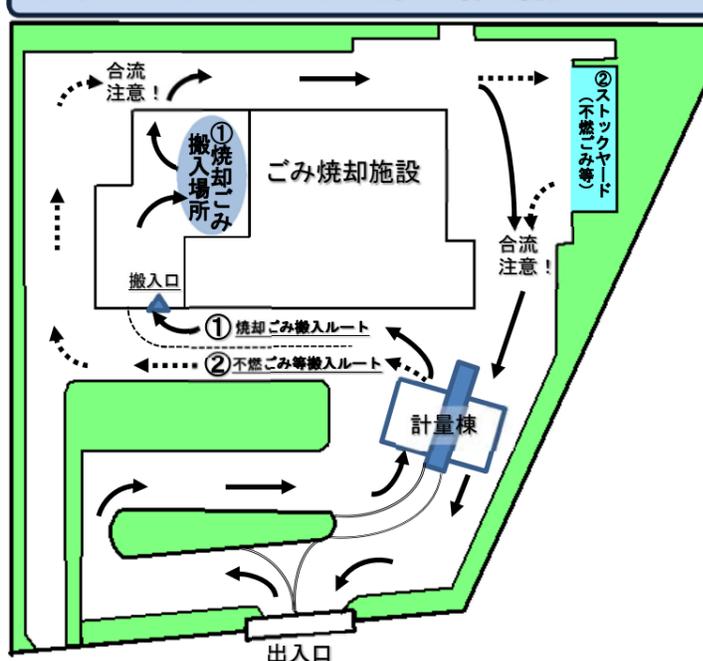


●資源とごみの持ち込み先

持ち込み施設	分別種類	資源物			ごみ				事業系ごみ(有料)
		紙類/布類 (紙パック含む)	ペットボトル びん缶類	プラスチック製 容器包装 白色トレイ	焼却ごみ	不燃ごみ 危険ごみ	可燃性粗大ごみ	不燃性粗大ごみ	
南清掃センター	3月14日(土)まで	×	▲	▲	○	▲	●	△	×
	3月16日(月)から 3月31日(火)まで	×	▲	▲	×	▲	合わせて 1日4点まで		×
北清掃センター (粗大ごみ受入場所)	3月31日(火)まで	粗大ごみのみ (可燃性・不燃性合わせて1日4点まで)							×
クリーンセンター下田原	4月1日(水)から	×	▲	▲	○	▲	●	△	○(注1)
クリーンパーク茂原	現行通り	×	○	▲	○	○	●	●	○
㈱エスケーシー	現行通り	○	×	×	×	×	×	×	○(注2)
エコプラセンター下荒針	現行通り	×	×	○	×	×	×	×	○(注3)

【持込】○：持込可，●：軽トラック1日1台まで，△：1日2点まで，
▲：450ポリ袋1日2袋まで，×：持込不可
(注1) 可燃系(焼却ごみ，可燃性粗大ごみ)のみ
(注2) 紙類/布類(紙パックも含む)のみ
(注3) プラスチック製容器包装/白色トレイのみ

クリーンセンター下田原 場内搬入ルート



搬入場所とごみの種類

- ①焼却ごみ搬入場所
 - ・焼却ごみ
 - ・可燃性粗大ごみ
- ②ストックヤード(不燃ごみ等)
 - ・不燃ごみ
 - ・不燃性粗大ごみ
 - ・危険ごみ
 - ・資源物(紙類/布類は除く)

【注意事項】

- ・場内は一方通行になります。